

原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 賠償措置額の引上げ

賠償措置額「三百億円」を「六百億円」とすること。

(第七条関係)

第二 適用期限の延長

原子力損害賠償補償契約及び原子力事業者に対し政府が行うものとされる援助に係る期限を延長し、平成二十一年十二月三十一日までに開始された原子炉の運転等に係る原子力損害について適用するものとする。

(第二十條関係)

第三 使用済燃料の貯蔵の許可を受けた事業者に係る規定等の整備

原子力損害を賠償する責めに任ずべき原子力事業者として使用済燃料の貯蔵の許可を受けた事業者を加える等使用済燃料の貯蔵の事業に係る原子力損害を賠償の対象とするための所要の規定等の整備を行うこととする。

(第二条、第二十二條及び附則第二条関係)

原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律

原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「又は貯蔵」を、「貯蔵又は廃棄」に改め、同項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 使用済燃料の貯蔵

第二条第三項第一号中「第二号の三」を「第二号の二、第二号の四」に改め、同項中第二号の三を第二号の四とし、第二号の二を第二号の三とし、第二号の次に次の一号を加える。

二の二 規制法第四十三條の四第一項の許可を受けた者

第二条第四項中「再処理をいい」の下に、「使用済燃料の貯蔵」とは、規制法第四十三條の四第一項に規定する使用済燃料の貯蔵をいい、「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄」とは、規制法第五十一條の二第一項に規定する廃棄物埋設又は廃棄物管理をいい」を加える。

第七条第一項中「三百億円」を「六百億円」に改める。

第二十条中「平成十一年十二月三十一日」を「平成二十一年十二月三十一日」に改める。

第二十二條中「供する原子炉」の下に「又は使用済燃料の貯蔵」を加える。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年一月一日から施行する。ただし、第二条第一項、第三項及び第四項並びに第二十二條の改正規定並びに次條の規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第 〇 号）附則第一条第 〇 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正）

第二条 原子力損害賠償補償契約に関する法律（昭和三十六年法律第百四十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第四号中「昭和二十二年法律第百六十六号」の下に「。第十七条第二項において「規制法」という。」を、「第三十五条」の下に「、第四十三條の十八」を加える。

第十七条第二項中「同じ。」の下に「又は使用済燃料の貯蔵（規制法第四十三條の四第一項に規定する使用済燃料の貯蔵をいう。）」を加え、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

理 由

原子力損害賠償制度に係る内外の状況の進展にかんがみ、賠償措置額を引き上げ、原子力損害賠償補償契約及び原子力事業者に対し政府が行うものとされる援助に係る期限を十年間延長して平成二十一年十二月三十一日とすることにより被害者の保護に万全を期するとともに、原子力損害を賠償する責めに任ずべき原子力事業者として使用済燃料の貯蔵の許可を受けた事業者を加える等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第四百十七号)

改正案

現行

第一条 (略)

第一条 (略)

(定義)

(定義)

第二条 この法律において「原子炉の運転等」とは、次の各号に掲げるもの及びこれらに付随してする核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物(原子核分裂生成物を含む。第五号において同じ。)の運搬、貯蔵又は廃棄であつて、政令で定めるものをいう。

第二条 この法律において「原子炉の運転等」とは、次の各号に掲げるもの及びこれらに付随してする核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物(原子核分裂生成物を含む。第五号において同じ。)の運搬又は貯蔵であつて、政令で定めるものをいう。

一 原子炉の運転

一 原子炉の運転

二 加工

二 加工

三 再処理

三 再処理

四 核燃料物質の使用

四 核燃料物質の使用

四の二 使用済燃料の貯蔵

四の二 使用済燃料の貯蔵

五 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物(次項及び次条第二項において「核燃料物質等」という。)の廃棄

五 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物(次項及び次条第二項において「核燃料物質等」という。)の廃棄

2 (略)

2 (略)

3 この法律において「原子力事業者」とは、次の各号に掲げる者(これらの者であつた者を含む。)をいう。

3 この法律において「原子力事業者」とは、次の各号に掲げる者(これらの者であつた者を含む。)をいう。

一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号。以下「規制法」という。)第二十三条第一項の許可(承認を含む。第二号、第二号の二、第二号の四及び第三号において同じ。)を受けた者(同法第三十九条第五項の規定により原子炉設置者とみなされた者を含む。)

一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号。以下「規制法」という。)第二十三号において同じ。)を受けた者(同法第三十九条第五項の規定により原子炉設置者とみなされた者を含む。)

二の二 規制法第四十三条の四第一項の許可を受けた者

二の二 規制法第四十三条の四第一項の許可を受けた者

二の三 規制法第四十四条第一項の指定を受けた者

二の三 規制法第四十四条第一項の指定を受けた者

二の四 規制法第五十一条の二第一項の許可を受けた者

二の四 規制法第五十一条の二第一項の許可を受けた者

三の五 (略)

三の五 (略)

4 この法律において「原子炉」とは、原子力基本法(昭和三十年

4 この法律において「原子炉」とは、原子力基本法(昭和三十年

法律第百八十六号) 第三条第四号に規定する原子炉をいい、「核燃料物質」とは、同法同条第二号に規定する核燃料物質(規制法第二条第八項に規定する使用済燃料を含む。)をいい、「加工」とは、規制法第二条第七項に規定する加工をいい、「再処理」とは、規制法第二条第八項に規定する再処理をいい、「使用済燃料の貯蔵」とは、規制法第四十三条の四第一項に規定する使用済燃料の貯蔵をいい、「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄」とは、規制法第五十一条の二第一項に規定する廃棄物施設又は廃棄物管理をいい、「放射線」とは、原子力基本法第三条第五号に規定する放射線をいい、「原子力船」又は「外国原子力船」とは、規制法第二十三条の二第一項に規定する原子力船又は外国原子力船をいう。

第三条(第六条) (略)

(損害賠償措置の内容)

第七条 損害賠償措置は、次条の規定の適用がある場合を除き、原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約の締結若しくは供託であつて、その措置により、一工場若しくは一事業所当たり若しくは一原子力船当たり六百億円(政令で定める原子炉の運転等については、六百億円以内で政令で定める金額とする。以下「賠償措置額」という。)を原子力損害の賠償に充てることができるとして、科学技術庁長官の承認を受けたもの又はこれらに相当する措置であつて科学技術庁長官の承認を受けたものとする。

2(3) (略)

第七条の二(第十九条) (略)

(第十条第一項及び第十六条第一項の規定の適用)

第二十条 第十条第一項及び第十六条第一項の規定は、平成二十一年十二月三十一日までに第二条第一項各号に掲げる行為を開始した原子炉の運転等に係る原子力損害について適用する。

第二十一条 (略)

法律第百八十六号) 第三条第四号に規定する原子炉をいい、「核燃料物質」とは、同法同条第二号に規定する核燃料物質(規制法第二条第八項に規定する使用済燃料を含む。)をいい、「加工」とは、規制法第二条第七項に規定する加工をいい、「再処理」とは、規制法第二条第八項に規定する再処理をいい、「放射線」とは、原子力基本法第三条第五号に規定する放射線をいい、「原子力船」又は「外国原子力船」とは、規制法第二十三条の二第一項に規定する原子力船又は外国原子力船をいう。

第三条(第六条) (略)

(損害賠償措置の内容)

第七条 損害賠償措置は、次条の規定の適用がある場合を除き、原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約の締結若しくは供託であつて、その措置により、一工場若しくは一事業所当たり若しくは一原子力船当たり三百億円(政令で定める原子炉の運転等については、三百億円以内で政令で定める金額とする。以下「賠償措置額」という。)を原子力損害の賠償に充てることができるとして、科学技術庁長官の承認を受けたもの又はこれらに相当する措置であつて科学技術庁長官の承認を受けたものとする。

2(3) (略)

第七条の二(第十九条) (略)

(第十条第一項及び第十六条第一項の規定の適用)

第二十条 第十条第一項及び第十六条第一項の規定は、平成十一年十二月三十一日までに第二条第一項各号に掲げる行為を開始した原子炉の運転等に係る原子力損害について適用する。

第二十一条 (略)

(通商産業大臣又は運輸大臣との協議)

第二十二條 科学技術庁長官は、第七條第一項若しくは第七條の二第一項若しくは第二項の規定による処分又は第七條第二項の規定による命令をする場合においては、あらかじめ、発電の用に供する原子炉又は使用済燃料の貯蔵に係るものについては通商産業大臣、船舶に設置する原子炉に係るものについては運輸大臣に協議しなければならない。

第二十三條、第二十六條 (略)

(通商産業大臣又は運輸大臣との協議)

第二十二條 科学技術庁長官は、第七條第一項若しくは第七條の二第一項若しくは第二項の規定による処分又は第七條第二項の規定による命令をする場合においては、あらかじめ、発電の用に供する原子炉に係るものについては通商産業大臣、船舶に設置する原子炉に係るものについては運輸大臣に協議しなければならない。

第二十三條、第二十六條 (略)

改 正 案	現 行
第十五条 政府は、補償契約の相手方である原子力事業者が次の各号の一に該当するときは、当該補償契約を解除することができる。 一、三（略） 四 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）<u>第十七条第二項において「規制法」という。</u>第二十一条の二、第三十五条、第四十三条の十八、第四十八条、第五十一条の十六、第五十七条第一項若しくは第二項、第五十八条第一項若しくは第二項、第五十九条又は第五十九条の二第一項の規定により講ずべき措置を講ずることを怠つたとき。 五（略） 二（略） （業務の管掌） 第十七条 この法律に規定する政府の業務は、科学技術庁長官が掌する。 二 科学技術庁長官は、第十五条の規定による補償契約の解除について、あらかじめ、発電の用に供する原子炉（原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）<u>第三条第四号に規定する原子炉をいう。</u>以下同じ。）又は使用済燃料の貯蔵（<u>規制法第四十三条の四第一項に規定する使用済燃料の貯蔵をいう。</u>）に係るものにあつては通商産業大臣、船舶に設置する原子炉に係るものにあつては運輸大臣の意見を聴かなければならない。	第十五条 政府は、補償契約の相手方である原子力事業者が次の各号の一に該当するときは、当該補償契約を解除することができる。 一、三（略） 四 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）<u>第二十一条の二、第三十五条、第四十八条、第五十一条の十六、第五十七条第一項若しくは第二項、第五十八条第一項若しくは第二項、第五十九条又は第五十九条の二第一項の規定により講ずべき措置を講ずることを怠つたとき。</u> 五（略） 二（略） （業務の管掌） 第十七条 この法律に規定する政府の業務は、科学技術庁長官が掌する。 二 科学技術庁長官は、第十五条の規定による補償契約の解除について、あらかじめ、発電の用に供する原子炉（原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）<u>第三条第四号に規定する原子炉をいう。</u>以下同じ。）に係るものにあつては通商産業大臣、船舶に設置する原子炉に係るものにあつては運輸大臣の意見をきかなければならない。

原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案参照条文

○原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年六月十七日法律第百四十七号）（抄）

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 原子力損害賠償責任（第三条―第五条）

第三章 損害賠償措置

第一節 損害賠償措置（第六条―第七条の二）

第二節 原子力損害賠償責任保険契約（第八条・第九条）

第三節 原子力損害賠償補償契約（第十条・第十一条）

第四節 供託（第十二条―第十五条）

第四章 国の措置（第十六条・第十七条）

第五章 原子力損害賠償紛争審査会（第十八条）

第六章 雑則（第十九条―第二十三条）

第七章 罰則（第二十四条―第二十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、原子炉の運転等により原子力損害が生じた場合における損害賠償に関する基本的制度を定

め、もつて被害者の保護を図り、及び原子力事業の健全な発達に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「原子炉の運転等」とは、次の各号に掲げるもの及びこれらに付随してする核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（原子核分裂生成物を含む。第五号において同じ。）の運搬又は貯蔵であつて、政令で定めるものをいう。

一 原子炉の運転

二 加工

三 再処理

四 核燃料物質の使用

五 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（次項及び次条第二項において「核燃料物質等」という。）の廃棄

2 この法律において「原子力損害」とは、核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用（これらを摂取し、又は吸入することにより人体に中毒及びその続発症を及ぼすものをいう。）により生じた損害をいう。ただし、次条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき原子力事業者の受けた損害を除く。

3 この法律において「原子力事業者」とは、次の各号に掲げる者（これらの者であつた者を含む。）をいう。

一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号。以下「規制法」という。）第二十三条第一項の許可（承認を含む。第二号、第二号の三及び第三号において同じ。）を受けた者（同法第三十九条第五項の規定により原子炉設置者とみなされた者を含む。）

一の二 規制法第二十三条の二第一項の許可を受けた者

二 規制法第十三条第一項の許可を受けた者

二の二 規制法第四十四条第一項の指定を受けた者

二の三 規制法第五十一条の二第一項の許可を受けた者

三 規制法第五十二条第一項の許可を受けた者

四 日本原子力研究所

五 核燃料サイクル開発機構

4 この法律において「原子炉」とは、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第四号に規定する原子炉をいい、「核燃料物質」とは、同法同条第二号に規定する核燃料物質（規制法第二条第八項に規定する使用済燃料を含む。）をいい、「加工」とは、規制法第二条第七項に規定する加工をいい、「再処理」とは、規制法第二条第八項に規定する再処理をいい、「放射線」とは、原子力基本法第三条第五号に規定する放射線をいい、「原子力船」又は「外国原子力船」とは、規制法第十三条の二第一項に規定する原子力船又は外国原子力船をいう。

第二章 原子力損害賠償責任

（無過失責任、責任の集中等）

第三条 原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によつて生じたものであるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、その損害が原子力事業者間の核燃料物質等の運搬により生じたものであるときは、当

該原子力事業者間に特約がない限り、当該核燃料物質等の發送人である原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。

第三章 損害賠償措置

第一節 損害賠償措置

（損害賠償措置を講ずべき義務）

第六条 原子力事業者は、原子力損害を賠償するための措置（以下「損害賠償措置」という。）を講じていなければ、原子炉の運転等をしてはならない。

（損害賠償措置の内容）

第七条 損害賠償措置は、次条の規定の適用がある場合を除き、原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約の締結若しくは供託であつて、その措置により、一工場若しくは一事業所当たり若しくは一原子力船当たり三百億円（政令で定める原子炉の運転等については、三百億円以内で政令で定める金額とする。以下「賠償措置額」という。）を原子力損害の賠償に充てることができるものとして科学技術庁長官の承認を受けたもの又はこれらに相当する措置であつて科学技術庁長官の承認を受けたものとする。

2 科学技術庁長官は、原子力事業者が第三条の規定により原子力損害を賠償したことにより原子力損害の賠償に充てべき金額が賠償措置額未満となつた場合において、原子力損害の賠償の履行を確保するため必要があると認めるときは、当該原子力事業者に対し、期限を指定し、これを賠償措置額にすることを命ずることができる。

3 前項に規定する場合においては、同項の規定による命令がなされるまでの間（同項の規定による命令がなされた場合においては、当該命令により指定された期限までの間）は、前条の規定は、適用しない。

第二節 原子力損害賠償責任保険契約

（原子力損害賠償責任保険契約）

第八条 原子力損害賠償責任保険契約（以下「責任保険契約」という。）は、原子力事業者の原子力損害の賠償の責任が発生した場合において、一定の事由による原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失を保険者（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第四項に規定する損害保険会社又は同条第九項に規定する外国損害保険会社等で、責任保険の引受けを行う者に限る。以下同じ。）がうめることを約し、保険契約者が保険者に保険料を支払うことを約する契約とする。

第三節 原子力損害賠償補償契約

（原子力損害賠償補償契約）

第十条 原子力損害賠償補償契約（以下「補償契約」という。）は、原子力事業者の原子力損害の賠償の責任が発生した場合において、責任保険契約その他の原子力損害を賠償するための措置によつてはうめることができない原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失を政府が補償することを約し、原子力事業者が補償料を納付することを約する契約とする。

2 補償契約に関する事項は、別に法律で定める。

第四章 国の措置

（国の措置）

第十六条 政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力事業者（外国原子力船に係る原子力事業者を除く。）が第三条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき額が賠償措置額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を

行なうものとする。

2 前項の援助は、国会の議決により政府に属させられた権限の範囲内において行なうものとする。

(第十条第一項及び第十六条第一項の規定の適用)

第二十条 第十条第一項及び第十六条第一項の規定は、平成十一年十二月三十一日までに第二条第一項各号に掲げる行為を開始した原子炉の運転等に係る原子力損害について適用する。

(通商産業大臣又は運輸大臣との協議)

第二十二条 科学技術庁長官は、第七条第一項若しくは第七条の二第二項若しくは第二項の規定による処分又は第七条第二項の規定による命令をする場合においては、あらかじめ、発電の用に供する原子炉に係るものについては通商産業大臣、船舶に設置する原子炉に係るものについては運輸大臣に協議しなければならない。

○原子力損害賠償補償契約に関する法律（昭和三十六年六月十七日法律第百四十八号）（抄）

(定義)

第一条 この法律において「原子炉の運転等」とは、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号。以下「賠償法」という。）第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいい、「原子力損害」とは、賠償法第二条第二項に規定する原子力損害をいい、「原子力事業者」とは、賠償法第二条第三項に規定する原子力事業者（同項第一号の二に掲げる者を除く。）をいい、「原子力船」とは、賠償法第二条第四項に規定する原子力船をいい、「損害賠償措置」とは、賠償法第六条に規定する損害賠償措置をいい、「賠償措置額」とは、賠償法第七条第一項に規定する賠償措置額をいい、「責任保険契約」とは、賠償法第八条に規定する責任保険契約をいう。

（原子力損害賠償補償契約）

第二条 政府は、原子力事業者を相手方として、原子力事業者の原子力損害の賠償の責任が発生した場合において、責任保険契約その他の原子力損害を賠償するための措置によつてはうめることができない原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失を政府が補償することを約し、原子力事業者が補償料を納付することを約する契約を締結することができる。

（補償損失）

第三条 政府が前条の契約（以下「補償契約」という。）により補償する損失は、次の各号に掲げる原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失（以下「補償損失」という。）とする。

- 一 地震又は噴火によつて生じた原子力損害
- 二 正常運転（政令で定める状態において行なわれる原子力の運転等をいう。）によつて生じた原子力損害
- 三 その発生の原因となつた事実に関する限り責任保険契約によつてうめることができる原子力損害であつてその発生の原因となつた事実があつた日から十年を経過する日までの間に被害者から賠償の請求が行なわれなかつたもの（当該期間内に生じた原子力損害については、被害者が当該期間内に賠償の請求を行なわなかつたことについてやむをえない理由がある場合に限る。）

四 原子力船の外国の水域への立入りに伴い生じた原子力損害であつて、賠償法第七条第一項に規定する損害賠償措置その他の原子力損害を賠償するための措置（賠償法第七条の二第一項に規定する損害賠償措置の一部として認められるものに限る。）によつてはうめることができないもの

五 前各号に掲げるもの以外の原子力損害であつて政令で定めるもの

（補償契約金額）

第四条 前条第一号から第三号まで及び第五号に掲げる原子力損害に係る補償契約に係る契約金額（以下「補償契約金額」という。）は、当該補償契約の締結が含まれる損害賠償措置の賠償措置額に相当する金額（損害賠償措置に責任保険契約及び補償契約の締結以外の措置が含まれる場合においては当該措置により、他の補償契約が締結されている場合においては当該他の補償契約の締結により原子力損害の賠償に充てることができる金額を控除した金額）とする。

2 前条第四号に掲げる原子力損害に係る補償契約金額は、賠償法第七条の二第一項に規定する損害賠償措置の金額に相当する金額（賠償法第七条第一項に規定する損害賠償措置その他の原子力損害を賠償するための措置が賠償法第七条の二第一項に規定する損害賠償措置の一部として認められる場合においては、当該原子力損害を賠償するための措置の金額を控除した金額）とする。

（補償契約の期間）

第五条 第三条第一号から第三号まで及び第五号に掲げる原子力損害に係る補償契約の期間は、その締結の時から当該補償契約に係る原子炉の運転等をやめる時までとする。

2 第三条第四号に掲げる原子力損害に係る補償契約の期間は、原子力船が本邦の水域を離れる時から本邦の水域に戻る時までの期間内とする。

（補償料）

第六条 補償料の額は、一年当たり、補償契約金額に補償損失の発生の見込み、補償契約に関する国の事務取扱費等を勘案して政令で定める料率を乗じて得た金額に相当する金額とする。

（補償金）

第七条 政府が補償契約により補償する金額は、当該補償契約の期間内における原子炉の運転等により与えた原

子力損害に係る補償損失について補償契約金額までとする。

2 政府が第三条第一号から第三号まで及び第五号に掲げる原子力損害に係る補償損失を補償する場合において、当該補償に係る原子力損害と同一の原因によつて発生した原子力損害について責任保険契約によつてうめられる金額があるときは、当該補償損失について補償契約により支払う補償金の額の合計額は、当該補償契約の締結が含まれる損害賠償措置の賠償措置額に相当する金額（当該損害賠償措置に責任保険契約及び補償契約の締結以外の措置が含まれる場合においては当該措置により原子力損害の賠償に充てることができる金額を控除した金額）から当該責任保険契約によつてうめられる金額を控除した金額をこえないものとする。

（補償契約の締結の限度）

第八条 政府は、一会計年度内に締結する補償契約に係る補償契約金額の合計額が会計年度ごとに国会の議決を経た金額をこえない範囲内で、補償契約を締結するものとする。

（補償契約の解除）

第十四条 （略）

第十五条 政府は、補償契約の相手方である原子力事業者が次の各号の一に該当するときは、当該補償契約を解除することができる。

一 賠償法第六条の規定に違反したとき。

二 補償料の納付を怠ったとき。

三 第九条の規定による通知を怠り、又は虚偽の通知をしたとき。

四 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二十一条の

二、第三十五条、第四十八条、第五十一条の十六、第五十七条第一項若しくは第二項、第五十八条第一項若

しくは第二項、第五十九条又は第五十九条の二第一項の規定により講ずべき措置を講ずることを怠つたとき。

五 補償契約の条項で政令で定める事項に該当するものに違反したとき。

2 前項の規定による補償契約の解除は、当該補償契約の相手方である原子力事業者が解除の通知を受けた日から起算して九十日の後に、将来に向つてその効力を生ずる。

(業務の管掌)

第十七条 この法律に規定する政府の業務は、科学技術庁長官が管掌する。

2 科学技術庁長官は、第十五条の規定による補償契約の解除については、あらかじめ、発電の用に供する原子炉（原子力基本法（昭和三十一年法律第百八十六号）第三条第四号に規定する原子炉をいう。以下同じ。）に係るものにあつては通商産業大臣、船舶に設置する原子炉に係るものにあつては運輸大臣の意見をきかなければならない。

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年六月十日法律第百六十六号）（抄）

第一章 総則

(定義)

第二条 この法律において「原子力」とは、原子力基本法第三条第一号に規定する原子力をいう。

2 この法律において「核燃料物質」とは、原子力基本法第三条第二号に規定する核燃料物質をいう。

3 この法律において「核原料物質」とは、原子力基本法第三条第三号に規定する核原料物質をいう。

4 この法律において「原子炉」とは、原子力基本法第三条第四号に規定する原子炉をいう。

5 この法律において「特定核燃料物質」とは、プルトニウム（プルトニウム-二三八の同位体濃度が百分の八十

を超えるものを除く。）、ウラン二三三、ウラン二三五のウラン二三八に対する比率が天然の混合率を超えるウランその他の政令で定める核燃料物質をいう。

6 この法律において「製錬」とは、核原料物質又は核燃料物質に含まれるウラン又はトリウムの比率を高めるために、核原料物質又は核燃料物質を化学的方法により処理することをいう。

7 この法律において「加工」とは、核燃料物質を原子炉に燃料として使用できる形状又は組成とするために、これを物理的又は化学的方法により処理することをいう。

8 この法律において「再処理」とは、原子炉に燃料として使用した核燃料物質その他原子核分裂をさせた核燃料物質（以下「使用済燃料」という。）から核燃料物質その他の有用物質を分離するために、使用済燃料を化学的方法により処理することをいう。

9 この法律において「国際規制物資」とは、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束（以下単に「国際約束」という。）に基づく保障措置の適用その他の規制を受ける核原料物質、核燃料物質、原子炉その他の資材又は設備をいう。

10 前項の国際規制物資は、内閣総理大臣が告示する。

（保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置）

第二十一条の二 加工事業者は、次の事項について、総理府令で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。

一 加工施設の保全

二 加工設備の操作

三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬（加工施設を設置した工場又は事業所内の運搬に

限る。次条において同じ。）、貯蔵又は廃棄

2 加工事業者は、加工施設を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質を取り扱う場合で政令で定める場合には、総理府令で定めるところにより、防護措置を講じなければならない。

（保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置）

第三十五条 原子炉設置者及び外国原子力船運航者は、次の事項について、主務省令（外国原子力船運航者にあつては、運輸省令。第三項において同じ。）で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。

一 原子炉施設の保全

二 原子炉の運転

三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵又は廃棄（運搬及び廃棄にあつては、原子炉施設を設置した工場又は事業所（原子力船を含む。次項及び第三項において同じ。）において行われる運搬又は廃棄に限る。次条第一項において同じ。）

2 原子炉設置者及び外国原子力船運航者は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を原子炉施設を設置した工場又は事業所の外において廃棄する場合においては、総理府令で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。

3 原子炉設置者及び外国原子力船運航者は、原子炉施設を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質を取り扱う場合で政令で定める場合には、主務省令で定めるところにより、防護措置を講じなければならない。

（保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置）

第四十八条 再処理事業者は、次の事項について、総理府令で定めるところにより、保安のために必要な措置を

講じなければならない。

一 再処理施設の保全

二 再処理設備の操作

三 使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物の運搬（再処理施設を設置した工場又は事業所内の運搬に限る。次条において同じ。）
貯蔵又は廃棄

2 再処理事業者は、再処理施設を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質を取り扱う場合で政令で定める場合には、総理府令で定めるところにより、防護措置を講じなければならない。

（保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置）

第五十一条の十六 廃棄物埋設事業者は、次の事項について、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の放射能の減衰に応じて総理府令で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。

一 廃棄物埋設施設の保全

二 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬（廃棄物埋設施設を設置した事業所内の運搬に限る。）又は廃棄

2 廃棄物管理事業者は、次の事項について、総理府令で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。

一 廃棄物管理施設の保全

二 廃棄物管理設備の操作

三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬（廃棄物管理施設を設置した事業所内の運搬に限る。）又は廃棄

3 廃棄物管理事業者は、廃棄物管理施設を設置した事業所において特定核燃料物質を取り扱う場合で政令で定める場合には、総理府令で定めるところにより、防護措置を講じなければならない。

（使用及び保管の基準等）

第五十七条 使用者は、核燃料物質を使用し、又は保管する場合においては、総理府令で定める技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じなければならない。

2 使用者は、使用施設等を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質を取り扱う場合で政令で定める場合には、総理府令で定めるところにより、防護措置を講じなければならない。

3 （略）

（廃棄の基準）

第五十八条 使用者は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄（使用施設等を設置した工場又は事業所において行われる廃棄に限る。）について、総理府令で定める技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じなければならない。

2 使用者は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を使用施設等を設置した工場又は事業所の外において廃棄する場合においては、総理府令で定める技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じなければならない。

3 （略）

（運搬の基準）

第五十九条 使用者は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬（使用施設等を設置した工場又は事業所内の運搬に限る。）について、総理府令で定める技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講

じなければならぬ。

(運搬に関する確認等)

第五十九条の二 使用者、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業者及び廃棄事業者並びにこれらの者から運搬を委託された者（以下この条において「使用者等」という。）は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を工場等の外において運搬する場合（船舶又は航空機により運搬する場合を除く。）においては、総理府令（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、運搬する物についての措置を除き、運輸省令。次項において同じ。）で定める技術上の基準に従つて保安のために必要な措置（当該核燃料物質に政令で定める特定核燃料物質を含むときは、保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置）を講じなければならぬ。